

○瀬戸市市税の減免に関する規則

昭和40年3月31日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号。以下「条例」という。)第51条、第71条並びに第81条の8、第89条及び第90条の規定に基づき、市民税、固定資産税(条例第146条の規定により固定資産税と併せて賦課徴収する都市計画税を含む。以下同じ。)及び軽自動車税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭62規則11・全改、平29規則26・令元規則18・一部改正)

(市民税の減免)

第2条 条例第51条第1項の規定により、市民税の納税義務者が次の表の減免対象者の欄に掲げる者に該当し、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに同条第2項の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。

番号	減免対象者	減免額	減免申請期日
(1)	賦課期日現在において、負傷若しくは疾病により市民税の納税義務を負わない夫又は市民税の納税義務を負わない地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第10号に	税額(分離課税に係る所得割の額以外の額とする。以下本表において同じ。)の2分の1に相当する額	減免の理由が発生した日以後最初に到来する納期限

	規定する障害者(以下「障害者」という。)である夫と生計を一にする妻で、前年中における総所得金額、退職所得金額(分離課税に係る所得割の課税標準となる額以外の額とする。以下本表において同じ。)及び山林所得金額の合計額(以下「総所得金額等」という。)が法第295条第1項第2号に規定する額以下の者		と当該減免の理由が発生した日から30日を経過する日とのいずれか遅い日
(2)	賦課期日現在において、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第32号に規定する勤労学生である者	税額の全部	
(3)	6月30日(所得税法第2条第1項第35号に規定する特別農業所得者にあつては、10月31日)現在において、前年中における総所得金額が250万円以下で当該年中における総所得金額の見込額が前年中における総所得金額の2分の1以下に減少すると認められる者。ただし、令和2年度分に限り、当該年中における総所得金額の見込	前年中における総所得金額から当該年中における総所得金額の見込額を控除した金額を前年中の総所得金額で除して得た割合を前年中の総所得金額に対する所得割額に乗じて得た額の2分の1に相当する額。ただし、令和2年	

	額は、令和元年12月31日において適用されていた所得税法その他の所得税に関する法令等で定めるところにより算定するものとする。	度分に限り、当該年中における総所得金額の見込額は、令和元年12月31日において適用されていた所得税法その他の所得税に関する法令等で定めるところにより算定するものとする。
(4)	負傷又は疾病により6月以上の療養を要する者(継続して6月以上療養中の者を含む。)で、前年中における総所得金額等が250万円以下のもの	税額のうち、減免の理由が発生した日から当該減免の理由が消滅した日までの間に到来する納期に係る納付額(特別徴収に係る減額については、減免の理由が発生した日の属する月の翌月から当該減免の理由が消滅した日の属する月までの月割額)の全部
(5)	生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける者	税額のうち、当該扶助を受けることとなった日から当該扶助を受けなくなった日までの間

			に到来する納期に係る納付額(特別徴収に係る税額にあつては、当該扶助を受けることとなつた日の属する月の翌月から当該扶助を受けなくなつた日の属する月までの月割額)及び当該扶助を受けている期間に徴収されるべき分離課税に係る所得割の額の合計額の全部
(6)	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条に規定する求職者給付の受給資格を有する者で、前年中における総所得金額が250万円以下のもの	雇用保険法第13条に規定する基本手当の受給資格を有する者	税額のうち、当該基本手当の支給を受けることとなつた日から当該基本手当の支給を受けなくなつた日までの間に到来する納期に係る納付額の全部
		雇用保険法第37条の3に規定する高年齢求職者給付金の	税額のうち、雇用保険法第37条の4第5項の規定により失業の認定を受けた日から同条第1項に規定する日数分を経

	受給資格を有する者	過する日までの間に到来する納期に係る納付額の全部
	雇用保険法第39条に規定する特例一時金の受給資格を有する者	税額のうち、雇用保険法第40条第3項の規定により失業の認定を受けた日から同条第1項に規定する日数分を経過する日までの間に到来する納期に係る納付額の全部
	雇用保険法第45条又は第53条に規定する日雇労働求職者給付金の受給資格を有する者	税額のうち、当該日雇労働求職者給付金の支給を受けることとなつた日から当該日雇労働求職者給付金の支給を受けなくなつた日まで
(7)	賦課期日後に死亡した者	税額のうち、死亡後到来する納期に係る納付額の2分の1に相当する額(その額が5万円を超えるときは、5万円)

(8)	公益社団法人及び公益財団法人で、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第47条に規定する収益事業(以下この表において「収益事業」という。)を営まないもの	均等割額の全部	条例第48条第1項の規定による申告期日
(9)	地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体で収益事業を営まないもの	均等割額の全部	
(10)	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人で収益事業を営まないもの	均等割額の全部	
(11)	前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める者	市長が必要と認める額	市長が指定する日

2 同一人が前項の表に掲げる第1号から第4号まで及び第11号の規定のうち2以上に該当する場合には、当該各号のうち、減免額が最も多いものにのみ該当するものとし、当該規定を適用する。

3 条例附則第16条の3、第16条の4、第17条、第18条、第19条、第19条の2又は第20条の規定の適用を受ける者については、第1項の表第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、

法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同表第3号及び第6号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額」と読み替えて第1項の規定を適用する。

- 4 第1項の表第2号の規定によつて市民税の減免を受けようとする者については、その者に係る条例第36条の2第1項の申告書又は法第317条の6第1項の給与支払報告書の提出があつた場合においては、条例第51条第2項の規定にかかわらず、同項の申請書の提出があつたものとみなす。

(昭41規則9・昭42規則2・昭42規則22・昭43規則7・昭44規則19・昭45規則11・昭46規則12・昭47規則18・昭48規則28・昭52規則10・昭57規則14・昭61規則3・昭62規則1・昭62規則11・平2規則5・平7規則5・平8規則28・平12規則6・平18規則17・平29規則7・平29規則26・平30規則22・令2規則4・一部改正)

(災害による市民税の減免)

- 第3条 条例第51条第1項第5号に規定する災害により被害を受けた者が、次の表の減免対象者の欄に掲げる者に該当し、災害が発生した日以後最初に到来する納期限と当該災害が発生した日から30日を経過する日との

いずれか遅い日までに同条第2項の規定による申請をした場合においては、その者に課する市民税額(分離課税に係る所得割の額以外の額とする。)から災害の日の属する年度(その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及びその翌年度)において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額(特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月分以内の月割額)にそれぞれ同表の減免率の欄に掲げる率を乗じて得た額を減免する。

番号	減免対象者		減免率
(1)	障害者となつた者		10分の9
(2)	自己(その者の同一生計配偶者及び扶養親族を含む。以下同じ。)が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について生じた損害金額(保険金、損害補償金等により補填される金額を除く。以下同じ。)が、その住宅又は家財の価額の10分の3以上10分の5未満の者	前年中における総所得金額等が500万円以下のもの	2分の1
		前年中における総所得金額等が500万円を超え750万円以下のもの	4分の1
		前年中における総所得金額等が750万円を超え1,000万円以下のもの	8分の1
(3)	自己が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について生じた損害金額が、その住宅又は家財の価額の	前年中における総所得金額等が500万円以下のもの	全部

2分の1以上の者	前年中における総 所得金額等が500万 円を超え750万円以 下のもの	2分の1
	前年中における総 所得金額等が750万 円を超え1,000万円 以下のもの	4分の1

2 同一人が前項の表各号の2以上に該当する場合には、当該各号のうち、減免額が最も多いものにのみ該当するものとし、当該規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、市民税の納税義務者が災害により死亡した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度(その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及びその翌年度)において、当該災害が発生した日以後到来する納期に係る納付額(特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降の月割額)の全部を減免する。

(昭57規則14・全改、昭60規則9・平7規則5・平29規則26・平30規則8・令元規則18・一部改正)

(固定資産税の減免)

第4条 条例第71条第1項の規定により、次の表の減免の対象となる固定資産の欄に掲げる固定資産の所有者が、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに同条第2項の規定による申請をした場合には、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に課する固定資産税額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。

番号	減免の対象となる固定資産	減免額	減免申請期日
(1)	生活保護法第11条に規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける者の所有する固定資産	当該事実に該当する事由が発生した日から当該事由が消滅した日までの間に納期の末日が到来する納期に係る納付額の全部	減免の理由が発生した日以後最初に到来する納期限と当該減免の理由が発生した日から30日
(2)	公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)	当該事実に該当する事由が発生した日から当該事由が消滅した日までの間に納期の末日が到来する納期に係る納付額の全部	を経過する日とのいずれか遅い日
(3)	前2号のほか、市長が特に必要と認める固定資産	市長が必要と認める額	市長が指定する日

(昭48規則28・平9規則3・平29規則26・平30規則22・一部改正)

(災害等による固定資産税の減免)

第5条 条例第71条第1項第3号に規定する災害又は天候の不順(以下「災害等」という。)により被害を受けた固定資産について、当該固定資産の納税義務者から同条第2項の規定に基づく申請があつた場合においては、次の各号に掲げる固定資産の区分に従い、それぞれ同表の損害の程度の欄に掲げる損害の程度に応じ、その者に課する当該年度分の固定資産税額から、それぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。

(1) 農地又は宅地

損害の程度	減免額
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	災害等が発生した日以後に納期の末日が到来する納期に係る納付額のうち、当該土地に係る固定資産税額に相当する額(以下この表において「被災土地固定資産税額」という。)の全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	被災土地固定資産税額の10分の8に相当する額
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	被災土地固定資産税額の10分の6に相当する額
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	被災土地固定資産税額の10分の4に相当する額

(2) 家屋

損害の程度	減免額
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	災害等が発生した日以後に納期の末日が到来する納期に係る納付額のうち、当該家屋に係る固定資産税額に相当する額(以下この表において「被災家屋固定資産税額」という。)の全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	被災家屋固定資産税額の10分の8に相当する額

<p>屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき</p>	<p>被災家屋固定資産税額の10分の6に相当する額</p>
<p>下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき</p>	<p>被災固定資産税額の10分の4に相当する額</p>

- 2 災害等により被害を受けた農地又は宅地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税については、前項第1号の規定に準じて減免する。
- 3 災害等により被害を受けた償却資産に係る当該年度分の固定資産税については、第1項第2号の規定に準じて減免する。
- 4 災害等の発生した日が、当該災害等が発生した日の属する年度の翌年度の賦課期日以後である場合においては、前3項中「当該年度分」とあるのは「当該年度分及びその翌年度分」と読み替えて同項の規定を適用する。

(昭48規則28・平9規則3・平29規則26・一部改正)

(軽自動車税の種別割の減免)

第6条 条例第90条第1項第1号に規定する軽自動車等は、身体障害者等が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、専ら当該身体障害者、専ら当該精神障害者等、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は専ら当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に

限る。)を常時介護する者が運転するものとする。

- 2 前項の身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等及び身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転する軽自動車等に係る身体障害者等とは、第1号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級、体幹不自由について5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について4級から6級までの各級、心臓機能障害について4級、じん臓機能障害について4級、呼吸機能障害について4級、ぼうこう又は直腸の機能障害について4級、小腸の機能障害について4級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について4級、肝臓の機能障害について4級に該当する者以外のもの、第2号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外のものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の表の障害の区分の欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の障害の級別の欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの。ただし、同規則別表第5号に定める下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の障害の級別が7級に該当し、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている者については、

下肢不自由又は移動機能障害の障害の級別を6級とする。

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由		1級及び2級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級、3級及び4級
じん臓機能障害		1級、3級及び4級
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級
小腸の機能障害		1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級までの各級
肝臓の機能障害		1級から4級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項又は第2項

の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の障害の区分の欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の重度障害の程度又は障害の程度の欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2又は第1号表の3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの(前号に該当する者を除く。)

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第4項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている

者で、当該療育手帳に障害の程度が重度と記載されているもの

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

3 第1項に規定する年齢が18歳未満の者であるかどうかの判定は、種別割の賦課期日現在によるものとする。

4 条例第89条及び第90条の規定による種別割の減免額は、当該種別割の全部とする。

(昭42規則22・追加、昭45規則24・昭48規則28・昭49規則48・昭56規則7・昭57規則29・昭62規則11・平2規則12・平4規則8・平8規則3・平9規則10・平12規則6・平12規則29・平19規則17・平22規則15・平25規則11・平29規則7・平29規則26・平31規則11・令元規則18・一部改正)

(軽自動車税の環境性能割における身体障害者等の範囲)

第7条 条例附則第15条の3第1項第3号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、前条第2項第1号及び第2号(同項ただし書の場合を除く。)の規定に該当するものをいう。

2 条例附則第15条の3第1項第3号に規定する精神障害若しくは知的障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、前条第2項第3号及び第4号の規定に該当するものをいう。

3 条例附則第15条の3第1項第4号に規定する身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で規則で定めるものは、前条第2項ただし書の規定による同項第1号及び第2号の規定に該当するものをいう。

(平31規則11・追加、令元規則18・一部改正)

(軽自動車税の環境性能割の減免)

第8条 条例附則第15条の3第1項第3号から第7号まで及び第2項の規定により、次の表の減免の対象となる3輪以上の軽自動車の欄に掲げる軽自動車の取得者が、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に課する環境性能割額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。

番号	減免の対象となる3輪以上の軽自動車	減免額	減免申請期日
(1)	条例附則第15条の3第1項第3号に規定するもの	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 ア 環境性能割額の全部 イ 300万円に身体障害者又は精神障害者等が運転するための構造変更に必要な金額に相当する額を加算した額に当該3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額	法第454条第1項各号の規定による申告期日 (以下「申告納付期限」という。)
(2)	条例附則第15条の3第1項第4号に規定するもの	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 ア 環境性能割額の全部 イ 300万円に重度身体障害者又は精神障害者等の利用に供する	
(3)	条例附則第		

	15条の3第1項 第5号に規定するもの	ための構造変更に要した金額に相当する額を加算した額に当該3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額
(4)	条例附則第 15条の3第1項 第6号に規定するもの	次に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、それぞれに掲げる額 ア 専ら身体障害者の利用に供するための構造を有する3輪以上の軽自動車 環境性能割額の全部 イ アに掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 身体障害者の利用に供するための構造変更に要した金額に相当する額に当該3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額
(5)	条例附則第 15条の3第1項 第7号に規定するもの	身体障害者が運転するための構造変更に要した金額に相当する額に当該3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額

(6)	条例附則第 15条の3第2項 に規定するも の	環境性能割額の全部	
-----	----------------------------------	-----------	--

(令元規則18・追加)

(災害による軽自動車税の環境性能割の減免)

第9条 条例附則第15条の3第1項第1号及び第2号に規定する天災その他特別の事情により滅失又は損壊した3輪以上の軽自動車について、次の表の減免の対象となる3輪以上の軽自動車の欄に掲げる軽自動車の取得者が、同表の減免の範囲に該当し、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に課する環境性能割額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。

番号	減免の対象となる3輪以上の軽自動車	減免の範囲	減免額	減免申請期日
(1)	条例附則第 15条の3第1項 第1号に規定するもの	震災、風水害、 落雷、火災、盗難、 自己の責に帰さない交通事故その他これらに類する災害(以下「災害」という。)のや んだ日から3月(当	当該災害により滅失 損壊した3輪以上の軽自 動車の被災する直前の 状態の通常取得価額 (法第450条に規定する 通常取得価額をいう。 以下同じ。)に相当する額 に当該3輪以上の軽自動	申告納 付期限

	<p>該災害が盗難の場合は、盗難にあった日から6月)を経過する日まで取得された、減失若しくは損壊又は亡失(以下「減失損壊」という。)</p> <p>した3輪以上の軽自動車に代わるものと認められる3輪以上の軽自動車(以下「代替軽自動車」という。)</p>		<p>車に対して課すべき環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額(その額が代替軽自動車に対して課する環境性能割額を超える場合は、当該環境性能割額。以下「被災時減免額」という。)</p> <p>う。)。ただし、盗難により亡失していた3輪以上の軽自動車が発見され、当該発見直後の通常取得価額に相当する額が法第452条に規定する免税点(以下「免税点」という。))を超える場合は、被災時減免額が当該発見直後の通常取得価額に相当する額に当該3輪以上の軽自動車に対して課すべき環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額(以下「発見時環境性能割額」という。))を超えるときに限り</p>	
--	--	--	---	--

			減免するものとし、その減免額は、当該発見時環境性能割額を被災時減免額から控除して得た額に相当する額とする。	
(2)	条例附則第15条の3第1項第2号に規定するもの	申告納付期限から1月を経過する日までの間に、災害により滅失損壊した3輪以上の軽自動車	当該災害により滅失損壊した3輪以上の軽自動車の通常の取得価額に当該3輪以上の軽自動車に対して課すべき環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額(以下「取得時減免額」という。)。ただし、盗難により亡失していた3輪以上の軽自動車が発見され、当該発見直後の通常の取得価額に相当する額が免税点を超える場合の減免額は、当該発見時環境性能割額を取得時減免額から控除して得た額に相当する額とする。	災害が発生した日から30日を経過する日。ただし、市長が当該期限を延長することについて、やむを得ない理由があると認めるときは、当該延長した日

(令元規則18・追加)

附 則

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年5月23日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、第2条の改正規定については、昭和41年度分から適用する。

附 則(昭和42年3月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年12月11日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年度分から適用する。ただし、第2条第1項第3号の改正規定は、昭和43年1月1日から施行する。

附 則(昭和43年5月31日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年度分から適用する。

附 則(昭和44年5月31日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年度分から適用する。

附 則(昭和45年6月16日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年度分から適用する。

附 則(昭和45年12月25日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年度分の軽自動車税から適用し、昭和45年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則(昭和46年5月31日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年度分から適用する。

附 則(昭和47年3月8日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年度分の市民税から適用する。

附 則(昭和47年7月21日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年度分の市民税から適用する。

附 則(昭和48年10月17日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年度分の市民税および軽自動車税から適用する。

附 則(昭和49年12月26日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年度の市民税および軽自動車税から適用する。

附 則(昭和52年4月30日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年度分の市民税から適用する。

附 則(昭和56年3月31日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則第6条の規定は、昭和56年度分の軽自動車税から適用し、昭和55年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年5月31日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則は、昭和57年度分の市民税から適用し、昭和56年度分の市民税については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年12月27日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月30日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則は、昭和60年度分の市民税から適用し、昭和59年度分までの市民税については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年3月31日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則は、昭和61年度分の市民税から適用し、昭和60年度分までの市民税については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年3月31日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則は、昭和62年度分の市民税から適用し、昭和61年度分までの市民税については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年9月30日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年1月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び附則第3項の規定は、昭和63年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 改正前の瀬戸市市税の減免に関する規則第2条の規定による昭和63年1月1日前に支払うべき退職所得に係る所得割の減免については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則第6条の規定は、昭和63年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和62年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則(平成2年3月31日規則第5号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月31日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則の規定は、平成2年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則(平成4年3月31日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則の規定は、平成4年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成3年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月31日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第3号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年12月27日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第3号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月27日規則第29号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則第6条第2項第1号及び第2号の規定は、平成22年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成21年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 3 瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号)第59条第1項の規定により平成22年度分の軽自動車税の減免を受けようとする者は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで申請書を提出することができる。ただし、改正前の瀬戸市市税の減免に関する規則第6条第2項第1号から第4号までの規定に該当するものに係る減免の申請については、この限りでない。

附 則(平成25年3月29日規則第11号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則の規定は、平成25年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成24年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月31日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則(以下「新規則」という。)の規定中市民税(法人市民税に限る。)に関する部分は、平成29年4月1日以後に納期限が到来する法人市民税について適用し、同日前に納期限が到来する法人市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 新規則の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則(平成29年12月28日規則第26号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第8号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第3条の表中「補てんされる」を「補填される」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月28日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の表第1号の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日規則第11号)

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

2 軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、愛知県知事が行う。この場合においては、第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「愛知県知事」とする。

附 則(令和2年3月30日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。